

釧路町ホームページ広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路町公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 ホームページに掲載できる広告は、当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するものでなければならない。

(掲載しない広告)

第3条 広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に該当するもの
- (11) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (12) 消費者金融専門会社に関するもの
- (13) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(広告掲載の付記事項等)

第5条 広告掲載にあたっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第6条 掲載する広告はバナー広告とし、広告の枠数、掲載料及び規格は次のとおりとする。

- (1) 広告の枠数は、最大8枠とする。
- (2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

ア 掲載料は、1枠につき1ヶ月12,000円とする(消費税及び地方消費税を含む。)。ただし、町内事業者(釧路町税条例(平成14年釧路町条例第20号)第23条第1項第2号又は第3号に規定する個人又は法人)にあつては、10,000円とする。

イ 1枠の規格は、縦60ピクセル×横234ピクセルとし、容量は30KB以内でファイル形式はGIF形式とする。

ウ 制限Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは掲載させないものとする。

2 広告は、前項の規格に基づき広告主が作成する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位で連続6ヶ月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合、これを超えて掲載することができる。

- 2 広告掲載を開始する日(以下「広告掲載日」という。)は、月の初日とする。ただし、初日が休業日である場合には翌営業日とする。
- 3 広告掲載期間中に、サーバーメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖した場合は、以下各号の規定により掲載期間を延長するものとする。
 - (1) 閉鎖時間が3時間以上24時間未満の場合には、1日間延長する。
 - (2) 閉鎖時間が24時間以上の場合には、当該閉鎖時間を24で除して得た数(以下「実質閉鎖時間」という。)に1を加算して得た数を日数とし、その日数分を延長する。このとき、当該閉鎖時間及び実質閉鎖時間の1時間未満の端数は切り捨てるものとする。

(広告の募集)

第8条 町長は、ホームページなどを活用して広告主を公募するものとする。

(広告の申込み及び決定)

第9条 広告主は、釧路町ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)に関係書類及び第6条第1項第2号イ及びウに規定する広告データを添付して、広告掲載日の10日前までに町長に申し込むものとする。

2 町長は、第1項の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定し、釧路町ホームページ広告掲載承諾通知書(別記様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、町長が指定する日までに前条第2項の規定による通知書に記載された広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主に対する是正措置)

第12条 町長は、広告の内容及びデザイン並びに遷移先のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 広告主が前条の規定による是正措置に応じなかったとき。
- (5) 広告主が第10条の規定による広告掲載料を指定する日までに納付しなかったとき。
- (6) 広告主が事業を休止または廃止したとき。
- (7) 町の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 前条の規定により広告の掲載を取り消した場合の掲載料は返還しないものとする。

- 2 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載を中断又は中止したときは、広告主に対して広告掲載料を返還しなければならない。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を中断又は中止した日の属する月から広告の掲載を再開した日の属する月（広告の掲載を中止した場合にあっては、掲載期間が満了した日の属する月）までの月数分を除いた額とする。この場合における月数とは、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

釧路町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

釧路町長様

申込者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	印
	電話番号	— — —

釧路町ホームページ広告取扱要綱に基づき、下記のとおり申しいたします。

広告を掲載する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ヶ月間）	
個人または法人の区分	法人・個人事業主	
広告を掲載する個人又は法人の氏名又は名称	氏名 (名称)	
	【※個人事業主のみ】 屋号	
広告を掲載する個人又は法人の住所又は所在地	〒 —	
事業内容 (定款等で定める内容)		
リンク先サイトのホームページアドレス	http://	

【申込にあたっての留意事項】

1. 申込書には、釧路町ホームページ広告取扱要綱第7条に規定する広告データ及び法人にあつては「登記簿謄本」、個人事業主にあつては「営業証明書」を添付しなければならない。

（文書番号）

年 月 日

（広告主）様

釧路町長

釧路町ホームページ広告掲載承諾通知書

年 月 日付で申込のありました標記について、審査した結果、釧路町ホームページ広告取扱要綱第3条の基準に抵触しないことが明らかとなったため、下記のとおり決定したので通知します。

つきましては、この通知に示された広告掲載料を、同封の納付書により下記期日までに、本庁または各支所の出納窓口にて納付くださいますようお願いいたします。

記

1. 掲載期間及び掲載を承諾する個人の氏名又は法人の名称等

広告を掲載する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
広告掲載を承諾する 個人又は法人	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

2. 広告掲載料及び納付期日

広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む)
納付期日	年 月 日

【留意事項】

1. 広告の掲載は、月の初日（初日が休業日の場合には翌営業日）とする。
2. 広告掲載料は上記納付期日までに遅延なく納付すること。
3. 釧路町ホームページ広告取扱要綱第14条により、広告主の責めに係って広告掲載取消措置を行った場合、広告掲載料は返還しないものとする。